

三木市公契約条例の手引

平成26年7月

三木市

目次

1	条例制定の背景・経緯	1
2	対象公契約の範囲	2
3	対象労働者の範囲	3
4	労働報酬下限額	4
5	労働の対価と労働報酬下限額の比較	5
6	労働状況台帳の作成・提出	10
7	労働者等への周知	12
8	労働者等からの申出	13
9	市が行う調査等の対応	14
10	労働者等・受注関係者との契約	15
11	労働者の方へ	16

資料・様式

資料 1	対象公契約の事務の流れ	18
様式 1	労働状況台帳	19
様式 2	周知文例（工事用）	20
様式 3	周知文例（委託、指定管理用）	22
様式 4	申出書	23
様式 5	立入調査員証明書	24
様式 6	調査結果報告書	25
様式 7	是正内容報告書	26
様式 8	誓約書	27
様式 9	確認書	28

関係法令等

・	三木市公契約条例	29
・	三木市公契約条例施行規則	33
・	労働基準法（抜粋）	36
・	警備業法（抜粋）	37
・	三木市指名停止基準（抜粋）	38
・	地方自治法（抜粋）	43
・	最低賃金法（抜粋）	44

用語の定義

公契約	市が締結する工事又は製造その他についての請負契約及び指定管理協定
受注者	市と公契約を締結する者
受注関係者	① 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者 ② 受注者又は①の者へ労働者を派遣する者
労働者等	① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。） ② 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）
労働の対価	労働者等が受注者又は受注関係者から得る賃金、請負代金
対象公契約	「労働報酬下限額」を適用する公契約
労働報酬下限額	対象公契約に従事する労働者等に支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額
対象労働者	対象公契約に従事する労働者等

1 条例制定の背景・経緯

長引く景気低迷の影響を受けて、本市の財政状況は悪化し、公共事業の予算は縮小を余儀なくされてきました。

このことは事業者間の競争を激化させ、事業者の疲弊を招く要因であることから、その対策として、最低制限価格の引き上げ等の入札制度の改正を行ってきました。

一方で公共工事の設計に用いる公共工事設計労務単価が下がり続けていることに象徴されるように、公共事業に従事する労働者の賃金は年々減少し、近年ではワーキングプアの存在が社会問題として取り上げられるようになっていきます。

労働者の賃金の低下は、労働意欲の減退や労働力不足により地域産業の衰退を招くおそれがあることから、早急な対策が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、本市では、国の法整備又は対策を待つだけでなく、公契約に係る基本方針等を定めるとともに、発注する工事請負契約等において、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高めることにより、もって本市の事務又は事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活を実現するための取組を行う必要があることから、「三木市公契約条例」を制定することになりました。

本市では、平成 25 年 5 月に労働者団体の代表者、事業者団体の代表者及び学識経験者で構成する検討委員会を立ち上げ、1 2 月まで 4 回にわたり、条例の内容についての検討を実施した上で、条例案を策定しました。

1 月にパブリックコメントを実施したのち、平成 26 年三木市議会 3 月定例会で提案・可決されました。(平成 26 年 3 月 31 日公布)

2 対象公契約の範囲

条例の目的を鑑みると、全ての公契約に労働報酬下限額を適用させることが望ましいのですが、条例の実効性を確保するため、受注者に労働状況等を記載した台帳を作成していただく必要があることから、対象の範囲を限定し、施行状況を検証していくものです。

対象となる公契約の範囲は、次のとおりです。

- (1) 予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格 1,000 万円以上の次に掲げる業務委託契約
 - ① 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
 - ② 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
 - ③ 給食の調理に関する契約
- (3) 予定価格 1,000 万円以上の指定管理協定

3 対象労働者の範囲

対象労働者が広範囲にわたると、市や受注者の監理が及ばず、条例の実効性の確保が困難となるおそれがあるため、対象公契約に係る業務に従事する労働者等を対象とし、工事材料の製造に従事する方などの公契約に係る業務に直接従事しない労働者等は対象外とします。

なお、工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する方に限ります。

※ 労働者等の定義

- ① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者）
- ② 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

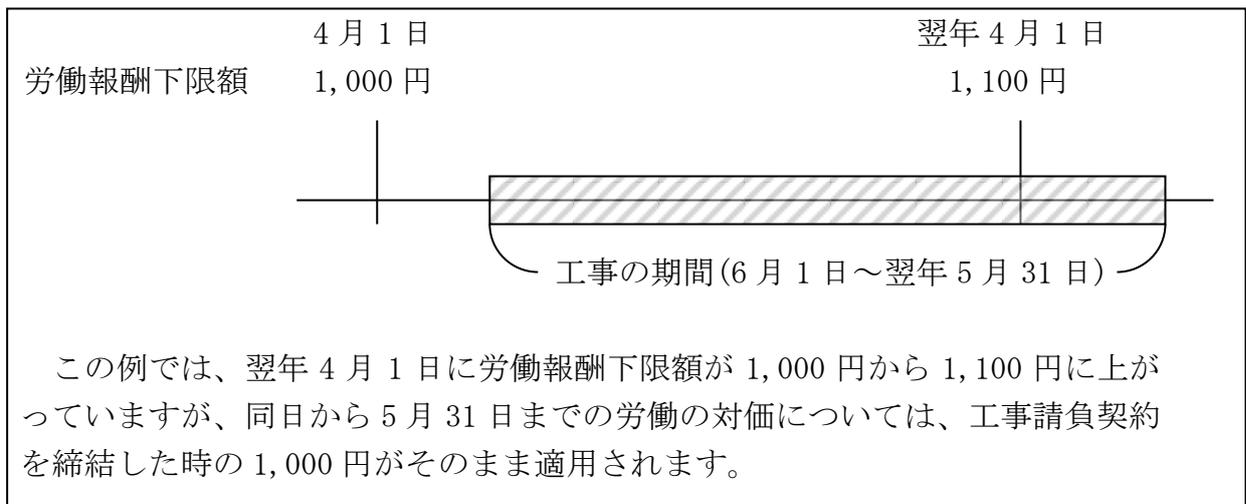
※ 労働者等に該当しない者

- ① 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ② 労働基準法第9条に規定する労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- ③ 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者、家事使用人等）
- ④ 工事請負契約における現場代理人、主任技術者、監理技術者

4 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限額をいい、公共工事設計労務単価、地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案し、三木市労働報酬審議会の意見を聴いた上で決定します。

対象公契約の履行期間が複数年度にまたがる場合は、契約又は基本協定を締結した時の労働報酬下限額が適用されます。



5 労働の対価と労働報酬下限額の比較

対象労働者に支払われる労働の対価は、基準額（労働報酬下限額と公契約に係る業務に従事した時間数を基に算出した額）を下回ってはなりません。
比較する際の、労働の対価と基準額の算出方法は次のとおりです。

(1) 労働の対価の範囲

- ① 工事請負契約の対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等

- ② 工事請負契約の対象労働者のうち、自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

対象公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

③ 業務委託契約及び指定管理協定の対象労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）
諸手当	算定対象としない手当を除く
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当等

* 手当については、その実質により判断されるため、実質的に当該手当に該当しない場合（定額で支払われる住宅手当や家族手当など）は、対象となります。

(2) 労働の対価の算出方法

対象労働者が1箇月の中で、対象公契約に係る業務と対象公契約以外の業務に従事した場合、対象公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の労働の対価については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事請負契約の対象労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月当たりに換算したものを使用します。

【複数月分の手当等を1箇月当たりに換算するときの例】

<p>4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給した場合 4/1～4/30で1月、5/1～5/31で1月、6/1～6/15は15日÷<u>30日</u>=0.5月 ⇒2.5月 150,000円÷2.5月=60,000円</p> <p>このように、複数月分が支払われた手当の対象期間に月数だけでなく日数がある場合は、その日数を30日で除します。</p>
--

【労働の対価の算出例（工事請負契約）】

労働時間例

労働区分	所定労働時間	所定外労働時間		
		1日8時間、週40時間以内の分 (法定内労働)	1日8時間、週40時間超の分 (時間外労働)	休日労働
公契約分	①120:00	2:00	14:45	7:30
その他分	22:30			
有給休暇	7:30			
合計	②150:00	2:00	14:45	7:30

賃金例

賃金区分	支給額	支給月	備考
基本給	300,000	当月	月額支給
資格手当	20,000		所有する資格に対して月額支給
運転手当	500		公契約に従事した際の特殊車運転に対して支給
割増賃金	52,806		法定内労働も割増賃金(125%)を支給(※1) 時間外 16.75時間分 35,593.75円 休日 7.5時間分 17,212.5円 (※2)
通勤手当	30,000	前月以前	6箇月分を支給
賞与	120,000		本来、6箇月の勤務成績に対して支給されるが、途中採用であるため、2箇月と1日に対して支給

労働の対価

賃金区分	1箇月分の支給額	労働の対価	労働の対価の計算方法
基本給	300,000	240,000	$300,000 \times ①120 \div ②150$
資格手当	20,000	16,000	$20,000 \times ①120 \div ②150$
運転手当	500	500	公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象
割増賃金	52,806	52,806	公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象(※2)
通勤手当	(※3) 5,000	4,000	$5,000 \times ①120 \div ②150$
賞与	(※4) 59,016	47,212.8	$59,016 \times ①120 \div ②150$
合計		360,518	1円未満の端数切り上げ

※1 この例では、法定内労働分に時間外割増賃金(125%)を支払っていますが、労働基準法上、割増率を乗じる前の額(100%)で可とされています。

※2 この例では、分単位の支給を行っているが、30分未満切り捨て30分以上切り上げで計算している場合は、それぞれの計算を30分未満切り捨て30分以上切り上げで行います。

※3 1箇月分の通勤手当の計算 $30,000 \text{円} \div 6 \text{月} = 5,000 \text{円}$

※4 1箇月分の賞与の計算 $120,000 \text{円} \div (2 \text{月} + 1 \text{日} \div 30 \text{日}) \approx 59,016 \text{円}$

(3) 基準額の算出方法

基準額は、労働報酬下限額に公契約に係る業務に従事した時間数を乗じて算出しますが、時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に割増率を乗じます。

各労働時間に乗じる割増率は次のとおりです。

区分		割増率
所定労働時間		100%
所定外労働時間	法定内労働時間※	100%
	時間外労働時間	125%
	休日労働時間	135%
深夜労働時間		25%

※ 1日の所定労働時間が7時間30分の場合、2時間の残業をすると、はじめの30分が法定内労働時間、残りの1時間30分が時間外労働時間となります。ただし、2時間すべてに割増賃金(125%以上)が支給されている場合、その2時間は時間外労働時間としてください。

ただし、対象労働者が、最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例を受けた者である場合には、労働報酬下限額から、労働報酬下限額に都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を減じた額から基準額を算出します。

【最低賃金の減額の特例を受けた者の例】

労働報酬下限額：1,700円

都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率：10%

$1,700円 - (1,700円 \times 0.1) \div 1,530円$

→1,530円に労働時間数を乗じて、基準額を算出します。

なお、基準額の計算時に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。具体的には、次のときに端数処理を行います。

- ① 労働報酬下限額に割増率を乗じて得た額（以下「割増下限額」といいます。）に端数が生じたとき
- ② 労働報酬下限額又は割増下限額に労働時間数を乗じて得た額に端数が生じたとき

【基準額の算出例】

労働報酬下限額：1,700 円

対象公契約に係る業務に従事した労働時間

所定労働：120 時間

所定外労働（法定内）：2 時間（割増賃金（125%）を支給）

所定外労働（時間外）：14 時間 45 分

所定外労働（休日）：7 時間 30 分

※ 所定外労働（法定内）は、割増なしの賃金（100%）を支払えばよいこととされていますが、この例では割増賃金（125%）を支給しているため、2 時間は所定外労働（時間外）に含めて、基準額を算出します。

・ 割増下限額の計算

所定外労働（時間外）

$$1,700 \text{ 円} \times 1.25 = 2,125 \text{ 円} \Rightarrow 2,125 \text{ 円}$$

所定外労働（休日）

$$1,700 \text{ 円} \times 1.35 = 2,295 \text{ 円} \Rightarrow 2,295 \text{ 円}$$

・ 割増賃金の基準額の計算

所定労働

$$1,700 \text{ 円} \times 120 \text{ 時間} = 204,000 \text{ 円}$$

所定外労働（時間外）

$$2,125 \text{ 円} \times (2 \text{ 時間} + 14 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) = 35,593.75 \text{ 円} \Rightarrow 35,593 \text{ 円}$$

所定外労働（休日）

$$2,295 \text{ 円} \times 7 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} = 17,212.5 \text{ 円} \Rightarrow 17,212 \text{ 円}$$

合計

$$204,000 \text{ 円} + 35,593 \text{ 円} + 17,212 \text{ 円} = \underline{\underline{256,805 \text{ 円}}}$$

6 労働状況台帳の作成・提出

対象労働者から申出があった場合に事実確認の資料として使用するため、対象公契約の受注者には、労働状況台帳（以下「台帳」といいます。）を作成し、その写しを市へ提出していただきます。

台帳の作成・提出方法は次のとおりです。

- ① 三木市ホームページに公開している台帳の書式をダウンロードしてください
- ② 台帳には、対象労働者の氏名、業種、労働時間等の個人情報に記載しますので、台帳を市へ提出することについて、記載される労働者の同意を得てください。
- ③ 月ごとにシートを作成します。受注関係者がある場合は、事業者ごとにファイルを作成してください。

【台帳の提出回数、期日】

提出回	提出日	提出する台帳
第1回	契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出	初回分の台帳
第2回	履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出	第1回分提出後のすべての台帳
第3回	履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出	第2回分提出後のすべての台帳

- * 第2回目以降は、前回までに提出した台帳を再提出する必要はありません。
- * 工期変更などの状況により、提出時期を変更する場合があります。また、労働者等からの申し出により、別途提出を求める場合があります。
- * 工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）及び指定管理協定は、一年度につき2回の提出とします。

4月から9月までの台帳提出期限…11月10日

10月から翌年3月までの台帳提出期限…翌年度5月10日

【台帳の提出方法】

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負の契約	作成した台帳は、書面により提出してください。	三木市役所 企画管理部 財政課（本庁舎4階）
工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）		
指定管理協定	指定管理協定を締結した担当課の指示に従って提出してください。	指定管理協定を締結した担当課

7 労働者等への周知

対象労働者に支払われる労働の対価の額は、重大な個人情報であることから、労働状況台帳の記載項目とはしておりませんので、基準額以上であるか否かは、対象労働者本人に確認していただくこととなります。

このとき、対象労働者が対象公契約であることを知らなければ、その確認や次ページの申出ができないことから、受注者には、対象労働者に対する周知を行っていただきます。

周知は、書面を業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示するか、交付により行うこととしておりますので、文案を参考に書面を作成してください。

8 労働者等からの申出

対象労働者は、労働の対価が支払われない場合や労働の対価が基準額を下回る場合は、市か受注者にその事実を申し出ることができます。

- (1) 対象労働者は、対象公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働の対価の内訳を把握・管理し、労働の対価が基準額を下回っていないか確認してください。
- (2) 労働の対価が基準額を下回る場合、対象労働者は、申出書に必要事項を記入し、市か受注者へ提出してください。
- (3) 受注者は、対象労働者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し、基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。
また、申出があった場合には、対象労働者本人に調査結果を回答するとともに、市へ報告書を提出してください。
- (4) 受注者は、対象労働者が申出をしたことを理由とした解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにしなければなりません。
受注者が解雇等を行わないことはもちろん、受注関係者が解雇等を行わないよう、適切な指導・監督等を行ってください。

9 市が行う調査等の対応

対象労働者から市へ申出があり、その事実等を確認するため必要があると認める場合や、対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、報告や資料の請求、立入調査を行います。

調査等の対象が受注関係者となることもありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、市が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

調査等の結果、対象公契約に定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めますので、受注者は、速やかに是正措置を講じ、その内容を市に報告してください。

なお、市が行う調査等や是正要求に関し、次の事項に該当する場合は、違約金の徴収、契約の解除、指定の取消又は指定業務の停止命令を行うことがあります。この場合、三木市指名停止基準に基づく指名停止措置を行うこととなります。

- ① 受注者又は受注関係者が報告や資料の提出をしない場合
- ② 受注者又は受注関係者が虚偽の報告や資料の提出をした場合
- ③ 受注者又は受注関係者が立入調査の拒否、妨害又は忌避をした場合
- ④ 受注者が是正措置を講じない場合
- ⑤ 受注者が是正措置の報告をしない場合
- ⑥ 受注者の是正報告が虚偽であった場合

10 受注関係者・労働者等との契約

労働報酬下限額は、対象公契約に係る業務に従事する労働者等に適用されるため、業務の一部を他の者に請け負わせる場合には、あらかじめ対象公契約であることを明らかにし、基準額以上の労働の対価を支払うこと等の同意を得る必要があります。

同意のない相手を受注関係者とし、トラブルが発生した場合、受注者の責を問うことがありますので、誓約書を提出させるなど、受注関係者の選定時には、注意をお願いいたします。

また、工事請負契約においては、労働者等と職種の認識に相違が生じることが考えられるため、確認書を取り交わすなど、合意形成に努めてください。

※ 誓約書、確認書の見本を三木市ホームページに掲載しています。

11 労働者の方へ

対象公契約に従事するときは、次のことに注意してください。

(1) 労働者として雇われる方

① 雇われるときの注意

賃金額、契約期間、所定労働時間、休日、賃金の締日・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、主に従事する業務内容（職種）も確認してください）。

工事の「主に従事する業務内容（職種）」は、雇用者と労働者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。確認書の見本は、三木市ホームページに掲載しています。

② 働くときの注意

対象公契約に従事した日、時間を記録しておいてください。また、同じ雇用者の下、その他の業務（対象公契約以外の業務）に従事した場合には、その他の業務に従事した日、時間も記録しておいてください。

③ 賃金が支払われたときの注意

賃金が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、三木市か対象公契約の受注者（いわゆる元請け）に申し出てください。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

(2) 一人親方として請け負う方

① 請け負うときの注意

請負代金額、契約期間、請負代金の支払方法・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、請け負う業務内容（職種）も確認してください）。

工事の「請け負う業務内容（職種）」は、発注者と受注者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。

② 働くときの注意

一人親方の請負契約が、対象公契約とその他の業務を含んでいる場合は、それぞれの業務を行った日、時間を記録しておいてください。

③ 請負額が支払われたときの注意

請負額が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、三木市か対象公契約の受注者（いわゆる元請け）に申し出てください。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

公契約条例に関するお問い合わせ・ご相談

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

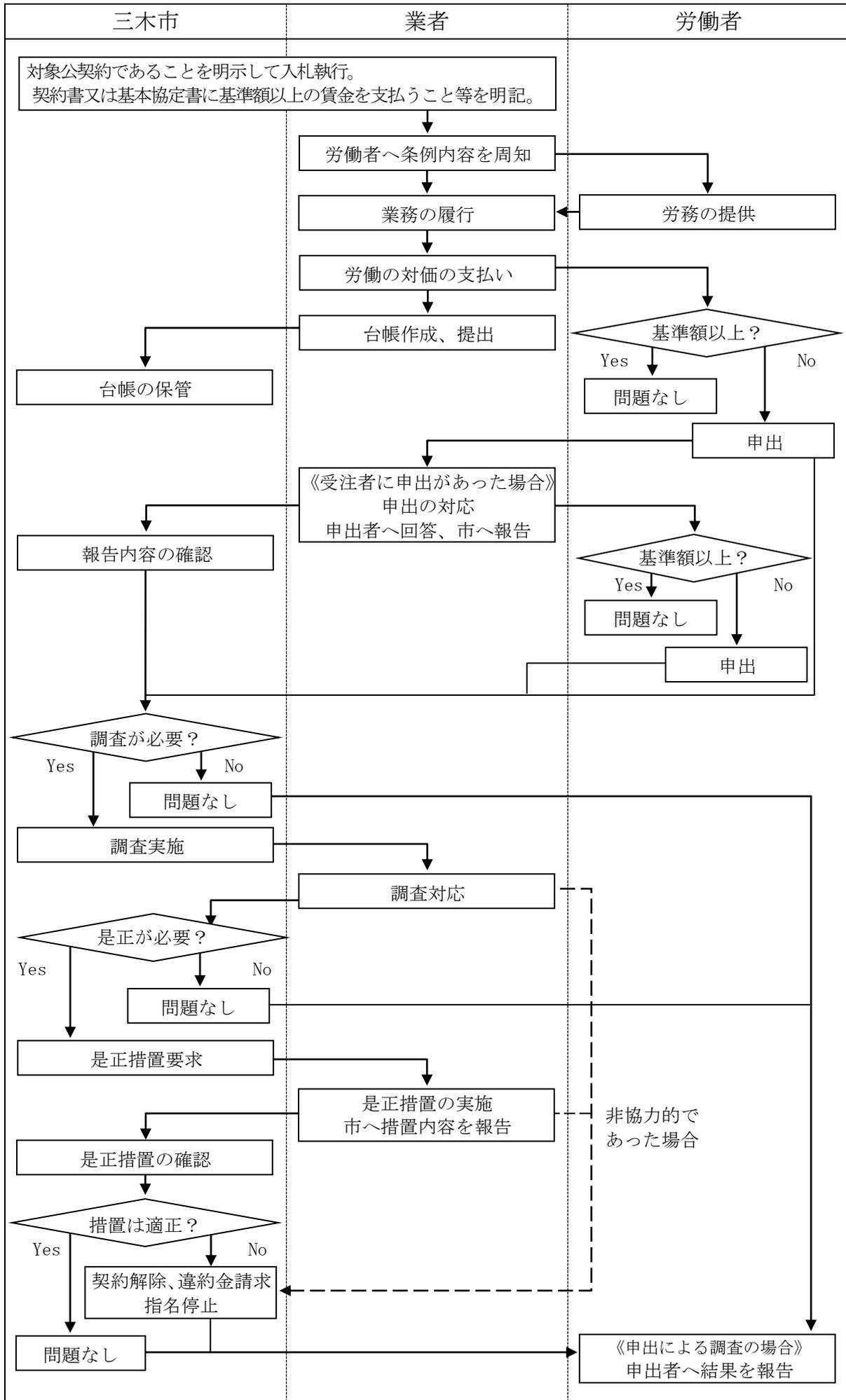
三木市企画管理部財政課（本庁舎4階）

電話番号：0794-82-2000

F A X：0794-82-9755

メー ル：zaisei@city.miki.lg.jp

対象公契約の事務の流れ



三木市公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

この工事は、三木市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（いわゆる一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・ 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・ 工事に直接携わらない者（事務員、工事材料の製造に従事する者、給食調理員、家事使用人等）

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額は、別紙のとおりです。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は三木市か受注者に申し出ることができます。申出書は三木市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
三木市企画管理部財政課	〒673-0492 三木市上の丸町10-30 (三木市役所本庁舎4階)	0794-82-2000
	〒	

平成 26 年度労働報酬下限額一覧(1 時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	1,930 円	27	普通船員	2,000 円
2	普通作業員	1,700 円	28	潜水士	3,170 円
3	軽作業員	1,240 円	29	潜水連絡員	2,300 円
4	造園工	2,000 円	30	潜水送気員	2,210 円
5	法面工	2,160 円	31	山林砂防工	2,240 円
6	とび工	2,070 円	32	軌道工	3,260 円
7	石工	2,810 円	33	型わく工	2,120 円
8	ブロック工	2,360 円	34	大工	2,000 円
9	電工	2,020 円	35	左官	2,020 円
10	鉄筋工	1,960 円	36	配管工	1,930 円
11	鉄骨工	1,930 円	37	はつり工	2,110 円
12	塗装工	2,060 円	38	防水工	2,100 円
13	溶接工	2,210 円	39	板金工	2,000 円
14	運転手 (特殊)	1,950 円	40	タイル工	2,010 円
15	運転手 (一般)	1,760 円	41	サッシ工	1,920 円
16	潜かん工	2,670 円	42	屋根ふき工	2,000 円
17	潜かん世話役	3,170 円	43	内装工	2,100 円
18	さく岩工	2,180 円	44	ガラス工	2,040 円
19	トンネル特殊工	2,290 円	45	建具工	1,940 円
20	トンネル作業員	2,010 円	46	ダクト工	1,860 円
21	トンネル世話役	2,680 円	47	保温工	2,150 円
22	橋りょう特殊工	2,570 円	48	建築ブロック工	2,130 円
23	橋りょう塗装工	2,690 円	49	設備機械工	2,240 円
24	橋りょう世話役	2,990 円	50	交通誘導員 A	1,070 円
25	土木一般世話役	2,210 円	51	交通誘導員 B	950 円
26	高級船員	2,560 円			

※ 労働者等の合意の下、見習い、軽作業を行う者については、820 円とします。

三木市公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

この業務は、三木市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等）

○ 労働報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労働報酬下限額といい、労働報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労働報酬下限額	820 円
---------	-------

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は三木市か受注者に申し出ることができます。申出書は三木市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
三木市企画管理部財政課	〒673-0492 三木市上の丸町 10-30 (三木市役所本庁舎 4 階)	0784-82-2000

平成 年 月 日

労働の対価に係る申出書

様

申出者 住 所
氏 名

私に支払われた次の労働の対価について、基準額を下回っているため、申し出ます。

件 名	
支 払 者	
支 払 日	平成 年 月 日
労働の対価 の 額	円

(表)

立入調査員証明書	
写 真	第 号
	所 属 _____
	氏 名 _____
	生年月日 _____ 年 月 日
上記の者は、三木市公契約条例施行規則別表第1の7の項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
三木市長 印	

(裏)

三木市公契約条例施行規則（抜粋）
別表第1（第4条関係）

番号	事 項
7	市長は、対象労働者から第5項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
9	第7項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。

平成 年 月 日

調査結果報告書

様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

印

労働者等からなされた申出に関して、次のとおり調査結果を報告します。
なお、申出をした者に対しては、調査結果を回答していることを申し添えます。

件名		
申出者氏名		
申出年月日		平成 年 月 日
申出内容	支払者	
	支払日	平成 年 月 日
	労働の対価の額	円
調査結果及び対応の内容		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	

平成 年 月 日

是正内容報告書

三木市長 様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

印

平成 年 月 日付けで是正措置要求を受けた に関し、
次のとおり是正措置を講じましたので報告します。

是正措置要求 の内容		
講じた是正措置		
担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

三木市公契約条例に係る誓約書

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

印

貴社と に関する 契約を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 三木市公契約条例第5条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、三木市が定める基準額を下回らないこと。
- 2 対象労働者の氏名、業種、労働時間その他三木市長が定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを貴社が指定する期日までに提出すること。
- 3 労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき労働の対価が支払われていない又は支払われた労働の対価の額が基準額を下回るとして、市長又は受注者にその事実を申し出た対象労働者に対し、申出をしたことを理由とした、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 4 三木市から必要な報告若しくは資料の提出、又は市の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。
- 5 4の項の調査等の結果、本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社からは是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。
- 6 本誓約書に記載された事項の違反により契約を解除されたとき、異議申し立てをしないこと。
- 7 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

平成 年 月 日

三木市公契約条例に係る確認書

に係る業務の従事に関し、 の主たる職種
は次の職種であることを確認する。

職種

該当	職種	該当	職種	該当	職種
	特殊作業員		さく岩工		左官
	普通作業員		トンネル特殊工		配管工
	軽作業員		トンネル作業員		はつり工
	造園工		トンネル世話役		防水工
	法面工		橋りょう特殊工		板金工
	とび工		橋りょう塗装工		タイル工
	石工		橋りょう世話役		サッシ工
	ブロック工		土木一般世話役		屋根ふき工
	電工		高級船員		内装工
	鉄筋工		普通船員		ガラス工
	鉄骨工		潜水土		建具工
	塗装工		潜水連絡員		ダクト工
	溶接工		潜水送気員		保温工
	運転手（特殊）		山林砂防工		建築ブロック工
	運転手（一般）		軌道工		設備機械工
	潜かん工		型わく工		交通誘導員A
	潜かん世話役		大工		交通誘導員B
					見習い、軽作業等

期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

所在地
氏名・名称
代表者

印

住所
氏名

印

三木市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げる契約をいう。

ア 市が発注する予定価格5,000万円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。）

イ 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約（規則で定める契約に限る。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「対象委託契約」という。）

(2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(5) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の適用を受ける者を除く。）

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(市の責務)

第3条 市は、この条例に基づき公契約を適正に行うものとする。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。

3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

(労働報酬下限額)

第5条 市長は、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める

者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 対象請負契約 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 対象委託契約 対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、別表のとおりとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第7条に規定する三木市労働報酬審議会の意見を聴き労働報酬下限額を見直すものとし、当該見直しに当たっては、次に掲げる額等を勘案するものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準及び市職員の給料単価等（契約において定める事項）

第6条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約において、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

（労働報酬審議会）

第7条 市長は、労働報酬下限額等について意見を聴くため、三木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（出資法人等）

第8条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に締結する対象

請負契約及び対象委託契約について適用する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年三木市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表職員倫理審査会委員の項の次に次のように加える。

労働報酬審議会委員長	日額	11,600円
労働報酬審議会委員	日額	10,200円

別表（第5条関係）

(1) 対象請負契約

職 種	1時間当たりの 労働報酬下限額 (円)	職 種	1時間当たりの 労働報酬下限額 (円)
特殊作業員	1,930	普通船員	2,000
普通作業員	1,700	潜水士	3,170
軽作業員	1,240	潜水連絡員	2,300
造園工	2,000	潜水送気員	2,210
法面工	2,160	山林砂防工	2,240
とび工	2,070	軌道工	3,260
石工	2,810	型わく工	2,120
ブロック工	2,360	大工	2,000
電工	2,020	左官	2,020
鉄筋工	1,960	配管工	1,930
鉄骨工	1,930	はつり工	2,110
塗装工	2,060	防水工	2,100
溶接工	2,210	板金工	2,000
運転手（特殊）	1,950	タイル工	2,010
運転手（一般）	1,760	サッシ工	1,920
潜かん工	2,670	屋根ふき工	2,000
潜かん世話役	3,170	内装工	2,100
さく岩工	2,180	ガラス工	2,040
トンネル特殊工	2,290	建具工	1,940
トンネル作業員	2,010	ダクト工	1,860
トンネル世話役	2,680	保温工	2,150
橋りょう特殊工	2,570	建築ブロック工	2,130
橋りょう塗装工	2,690	設備機械工	2,240
橋りょう世話役	2,990	交通誘導員A	1,070
土木一般世話役	2,210	交通誘導員B	950
高級船員	2,560		

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業を行う者については、820円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 対象委託契約

1時間当たりの 労働報酬下限額 (円)
820

三木市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三木市公契約条例（平成26年三木市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、別に定めるもののほか、条例の例による。

(対象委託契約の範囲)

第3条 条例第2条第1項第1号イの規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
- (3) 給食の調理に関する契約

(契約において定める事項)

第4条 条例第6条に規定する必要な事項は、別表第1に掲げる事項とする。

(労働報酬審議会の委員長等)

第5条 条例第7条第1項に規定する三木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員（議案に係りのある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各1人以上並びに議事に係りのある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項

は、委員長が審議会に諮って定める。

(出資法人等)

第11条 条例第8条に規定する出資法人等は、別表第2に掲げる法人とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に締結する対象請負契約及び対象委託契約について適用する。

別表第1 (第4条関係)

番号	事項
1	受注者が条例第5条第1項に規定する者(以下「対象労働者」という。)に支払う労働の対価の額は、条例別表に定める労働報酬下限額を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。 (1) 対象労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。
6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から第5項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約に

	<p>において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。</p>
8	<p>受注者は、受注関係者が第1項、第6項及び第7項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。</p>
9	<p>第7項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。</p>
10	<p>市長は、第7項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反しているとき認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。</p>
11	<p>受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。</p>
12	<p>市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。</p> <p>(1) 第7項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</p> <p>(2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合</p>
13	<p>市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。</p>
14	<p>その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項</p>

別表第2（第11条関係）

名 称
公益社団法人三木市シルバー人材センター
公益財団法人三木市文化振興財団
公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
社会福祉法人三木市社会福祉協議会
三木市土地開発公社
みきやま株式会社
株式会社吉川まちづくり公社

労働基準法（抜粋）

（定義）

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

警備業法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- ① 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ② 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ③ 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ④ 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第1項第1号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

三木市指名停止基準（抜粋）

（指名停止）

- 第1条 市長は、入札参加資格者（注1）が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止（注2）を行うものとする。
- 2 契約担当者（注3）は、建設工事、調査委託、製造の請負、物品の購入等（以下「工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

- 第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せて行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)
- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して2年を限度とする。

- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して2年を限度とする。
- 6 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(第3条第2項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号(1)ア、(2)ア又は第3号アのいずれかに該当したとき。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (2) 別表第2第2号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (3) 別紙第2第2号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前二号の規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由(注4)があるとき(第一号から前号までの規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間
 - (5) 本市又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由(注4)があるとき(第一号の規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間
- 2 市長は、別表第2第2号に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注に係る建設工事等の下請をすることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成7年1月4日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年10月13日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注に係る工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 カ月</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 ア 市発注 イ 兵庫県内公共工事等(注5)</p> <p>(2) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、国会又は市議会に報告されたとき。(注6) ア 市発注 イ 兵庫県内公共工事等</p> <p>(3) 工事成績が不良なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 カ月 2 カ月 3 カ月 2 カ月 1 カ月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、市発注に係る工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行期間を遅延したとき。 ア 2 カ月以上 イ 1 カ月以上 2 カ月未満 ウ 1 カ月未満</p> <p>(2) 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。 イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 三木市公契約条例(平成26年三木市条例第1号。以下「公契約条例」という。)第2条第1号アに規定する対象請負契約及び同号イに規定する対象委託契約の履行に当たり、公契約条例又はこれに基づく契約条項に違反したとき。</p> <p>(4) 落札後、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市発注に係る工事等の施行等に当たり、契約に違反し、工事等の相手方として適当でないとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 カ月 2 カ月 1 カ月 3 カ月 1 カ月 3 カ月 1 カ月</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出し、又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 市発注</p> <p>イ 兵庫県内発生（注7）</p> <p>ウ 近畿（注8）内発生</p> <p>(2) 負傷者を出し、又は（1）に至らない損害を与えたとき。</p> <p>ア 市発注</p> <p>イ 兵庫県内発生</p> <p>ウ 近畿内発生</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>5 工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者（注9）を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市発注のとき。</p> <p>ア 死亡者を出したとき。</p> <p>イ 重傷者を出したとき。</p> <p>(2) 兵庫県内発生のとき。</p> <p>ア 死亡者を出したとき。</p> <p>イ 重傷者を出したとき。</p> <p>(3) 近畿内の公共工事等の施工等に当たり、多数の死亡者を出し、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6カ月</p> <p>3カ月</p> <p>2カ月</p> <p>3カ月</p> <p>2カ月</p> <p>1カ月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月</p> <p>1カ月</p> <p>1カ月</p> <p>1カ月</p> <p>1カ月</p>
---	--

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の仕事の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。